

## パブリックコメント提出意見集

	氏名	所属	職業	性別
1	原 幸司		無職	男
2	後藤 堅司		無職	男
3	ちだ ひろひと 千田 寛仁			男
4	鈴木 徹	福島県生活環境部環境政策室	地方公務員	男
5	安達 智		無職	男
6	内川 和子	みどりの会代表		女
7	山岸 勝	NPO魚沼ゆうき代表		男
8	清水 昭朝		無職	男
9	あさのうみ 浅海 須美子	社団法人日本ナショナル・トラスト協会		女
10	川村 研治	地球環境パートナーシッププラザ	団体職員	男
11	松田 忠吉	有限会社エコ 代表取締役 リサイクル・環境コンサルティング 環境カウンセラー		男
12	中尾 敏夫	千葉大学法経学部倉阪ゼミナール	学生	男

13	村上 千里		環境学習コー ディネーター	女
14	山本 恭子	やまぐち県民活動支援センター	県民活動アド バイザー	女
15	菊川 悟			
16	山口 清重		農 業	男
17	相澤 文典	仙台市立片平丁小学校 (現宮城教育大学大学院在学 中)		男
18	江菅 洋一	大阪府立高校	教 諭	男

(リストは受付順で作成)

合 計 1 8 名

## 提出意見

氏名：原 幸司

性別：男

職業等：無職

意見：

本日30日の読売新聞に地球温暖化防止策として京都議定書批准が国会承認の方向にあるが、温室効果ガス削減目標は本当に達成できるか。 エネルギー問題から達成ほぼ絶望。日本が主体的に取り組んでいるこの問題を不可能で終わらせて良いのか。 私の考えを何処に言うのがよいか判らないが。 高速道路は又も大金を使い修理補修とどまるところを知らない車社会、便利だが制限無く使う、社会は自動車メーカーの研究により空気を汚さない車も近い将来できるでしょうが、現在野放しにされる車社会、抑える事を考えてみてはどうか。世界的に取り入れていないが、シンガポールの奇数偶数ナンバーの規制では2台持つようになる。 私は車の走行距離による課税、車検の時検査すればよく、カウンターを逆回転させる事も発見できる。現在サラリーマンで休日しか乗らない人と通勤に使う人、走行距離が違う後者の場合利益を受けているのは後者であるし、商業車により毎日長距離走ればそれだけ課税を高くしても、それで利益を得ているのは商売している者良いのではないか。 都会と田舎とは交通手段がある、なしの問題も個人使用の車を少なくしバス電車の交通手段の利用を助け、過疎地で無くなりつつある大衆のための交通機関の見直しになると思う。 課税額方法は専門家に任せるが、これで日本の温暖化は相当防げると思う。

以上

## 提出意見

氏名：後藤堅司

性別：男

職業等：無職

意見：

**「環境保全活動の活性化方策に関する意見」**

私は生涯を通じ公害対策の研究開発に従事し、晩年地球温暖化の研究に熱中し、退職後の現在は都市交通環境の研究を続けて居る者です。

今回環境省さんが”環境保全活動の活性化方策”の検討をしておられると聞き、私の世界を駆け巡った生涯の経験が少しでもお役に立てばと思い、基本的な面を提言をさせていただきます。

この様に出来るだけ多くの国民の支持を得、活動の活性化を期待する場合最も大切な事は、**施策の合理性と率先推進する中央組織の前向きな姿勢**を国民全員に感じさせることだと思います。

他省の例で御説明しますと、車が無いと絶対に生活出来ない車社会を前提に街造りを進め、住区都市圏に通過交通を導き入れ、歩道も自転車道も無い街でバリアフリーをうたい、信号機の乱立する街で地球温暖化や交通安全を唱っても住民は行政官庁の知能程度を疑うだけで誰も付いてこないと思います。

自動車の燃料消費や排気ガスは信号機の乱立する街中で倍増することは誰でも知っていることですし、この様な街で高齢者は運転免許証を返還し歩けと言うことは死ねとっている事に通じる事ですし、駅や建物の中がバリアフリーでも歩ける道すらない街中での現状を全く無視しては高齢者や身障者には地獄であることに変わり無く、高齢者や幼児の死亡事故が増加するのは当然のことだと思います。

電車内で堂々と携帯電話をしている女性に注意をただけで痴漢容疑で逮捕され、違法行為中の若者に注意したら刃物で刺されたり、通行中に犬に襲い掛かれた被害者が路傍の木の枝を拾い抵抗したら飼い主に法律違反だと怒鳴られたり、この世は全く理解できないことが一杯で行政不信が先立ち、自主的に行動できない環境が出来上がっている様に思います。

また今回の活動で地球温暖化だけを取っても多くの問題点が存在するように思います。

年代を横軸に温暖化の実情を示しても、太陽の活動も激しく成っていることですし、温室効果の証明には成らず、温室効果があるガスの中でも炭酸ガスは効果が小さく、影響に疑問を持っている科学者は非常に多いと思います。

温暖化を云々する場合何故に要因ごとの変数分離を計り純粋な温室効果を求め

堂々と公表しようとしないのでしょくか？

米国の科学者の殆どは温室効果を信じていないし、長年研究に従事した私も非常に疑問を持っています。

また日本国内での動きを傍観する限り、環境省さんの動きは単に企業、国民に対策法を押し付けるだけで、自らが日本国内の不合理さを修正するという動きは全く感じられない様に思えます。

今必要なことは環境省さんが前向きに国内の不合理な面を積極的に修正し、自らの手で環境対策を進める姿勢を示すことだと思います。

電気自動車やハイブリッド車の導入や環境税の導入は単なる示威行為で、国民の反感をかうだけで環境対策には全く影響を与えない事を国民は良く理解しています。

どうか国民の税金を有効に利用し、基本的な社会構造を見直し、永続的な環境対策を仕掛けだして頂きたいと思ひます。

この様な社会環境が出来上がれば、環境保全に協力しない国民は居なくなるし、私達も全面的に協力していきたいと思えるように成ります。

環境省さんが今なすべき施策は山積みですが、具体的な方策として一つだけ御提案を申し上げますと、東名&名神高速道等の信号の無い国内主要幹道の通行料を無料または低額にし、住区都市圏の信号機の無い裏通りの全ての道路にボンネルフ構造等を導入し、歩行者最優先道路に変更すると同時に、残された住区都市圏の自動車道の信号機を通過する際、毎回50.-円程度の環境税をその町の住人以外の自動車各車から電子課金技法等で徴収し、従来の有料道路の費用に振り当てるだけで、住区都市圏に交通ゾーン化が進み、地域内交通量は激減し、都市圏の公害は殆ど無くなり、人身事故も激減し、国内の燃料消費も半減する為に自動車からの温室効果ガスである二酸化炭素の放出量も半減すると思ひます。

当然衰退が進みつつ有った住区都市圏の商店街も息を吹き返し、子供達が遊び戯れる環境が蘇り健全な子供達の育成に寄与していくと思ひます。

この様に環境対策の基本は環境税などの課金を公害行為に比例して徴収する様に合理化し、市場原理に従い環境保全活動が進むように改良すれば、自ずと活動の活性化が計られます。

この考え方は既に先進各国が色々な方面に導入し、OECD等からもその有用性が報告されています。

今回はこの一件だけ御提案させていただきますが、御参考に成れば幸いです。

## 提出意見

氏名：千田寛仁 ちだひろひと

性別：

職業等：

意見：

岩手県北上市在住の千田寛仁と申します。自分は現在は自動車、船舶、ボイラーに至るまでの、排気ガスカット製品を販売する権限をメーカーより委任されております。これを三者立会いのもとに政府環境省主管で取り扱えるようにしたいと考えております。その製品とは、アメリカ合衆国研究機関国際地球環境大学にて認証をうけたるものであり、国内においても、未だ我らの製品にまされるものを自分は知りません。環境事業に精通する自分が言うのですから、これは確かなことです。100個以内の製造依頼の場合は単価は高く、3000円となってしまうますが、1000個以上の製造依頼の場合は、2000円での提供が可能です。この値段は、一般小売りの30%以下の値段です。国が本気なら、自分も本気で向き合います。現時点で自分は赤字ですが、国がこれを欲しいと言ってくれるのであれば、自分は意を決して、安く提供できるように尽くします。自分は日本が好きです。日本がいかなる時でも、どの国にも負けないように、戦車、自衛艦、自衛飛行機等への装着も検討してもらいたいのです。

自分はいつの日か、皆さんに支持いただけるのであれば政治家になるつもりです。環境省と文部科学省を中心とした国づくりを提唱しています。その理由は、環境省こそが、国民の厚生に寄与できうる省だからであり、文部科学省は、精神面の厚生をおこないます。自分に言わせれば、他の省庁は税金の無駄使いであり、ひつようありません。すべて、この二省の下におくつもりです。

自分は環境省の指示にいかなる時も従います。千田の能力を使ってください。

他の誰を登用するより、たかが自分一人を登用したほうが環境省、日本国のためになります。断言できます。

## 提出意見

氏名：鈴木 徹

性別：男

職業等：地方公務員（福島県生活環境部環境政策室）

意見：

### 1．地球環境基金について

地球環境基金が特定の民間団体の活動に集中配分されているのではないがこの基金は、裾野を広げることを主眼に配分した方が本来の趣旨に合致すると思う。

各都道府県あるいは政令指定都市に一定額を枠配分するなどして弾力的な配分ができるようになればいいと思う

かつて地方交付税措置によって各県に創設された環境保全基金が低金利のもとで十分に機能しなくなっており、その対策として是非検討いただきたい。

### 2．参加と協働による自主的な活動計画づくりについて

地域ごとに作成する地域活動計画については、幅広い主体の参加を求めるとは確かに重要ではあるが、どの構成員が誰を代表するのか、国はどのような立場で参加するのかなど問題が多いと思われる。

特に、国の場合具体的にどの機関がどのような資格で参加するのか十分な整理が必要と思われる。

そこを組織論的あるいは運営上の工夫でどのようにクリアするのか実践的な提案を望みたい。

### 3．地域活動拠点及び組織体について

パートナーシップのための広域的な拠点の必要性は理解できるが活動の裾野を広げるためには物理的な拠点作りではどうしても限界がある。

特に面積が広大な地域では拠点までのアクセス時間が大きな壁となるので新たな工夫が必要と思われる。

また、組織体については、特に運営の核となるべき人材の確保策を具体的に示せないと実現可能性が小さい

### 4．論点整理全般について

今回示された論点整理は議論のたたき台であり今後論議が深まるにつれて具体像が煮詰まってくると思われるが、少子高齢化や失業率の増大が環境保全活動の問題とどのように関わってくるのかについて新しい視点での分析なり提案

が出てくることを期待したい

また、「地域からの環境創造立国」という目標像について特に異存があるわけではないが「地域」と「立国」との間の距離感が妙に気になる。



## 提出意見

氏名：安達 智

性別：男

職業等：なし

意見：

地域における環境保全活動の推進のためには次のことが必要と考える。

### 1. コミュニティ活動の促進（地域生涯学習体制の整備）

環境問題を地域課題として取り上げ、地域住民自らがその改善や創造プランをたてて実行する。

方法

- (1) 活動テーマをきめ、実行するためには、学習が必要であり、このための「地域生涯学習推進組織」をつくって実施
- (2) 小中学校との連携 - 学校5日制に対応する地域教育力の向上
- (3) 地域の企業等の参画が大事

#### 事例1

「ホテルの里づくり」

約3,000人の地域。

平成9年からホテルの飼育の環境調査を始め、地域をあげて学習と環境づくりを並行して進め、環境保全の特色ある地域づくりに成功している。

#### 事例2

「明るく住みよいまちづくり」

約13,000人の地域

平成10年から地域の環境課題を「生涯学習推進組織」で検討し、次のテーマを決めた。

きれいな川づくり

まちを花で飾ろう

全住民参加で着々と成果をあげている、

#### 事例3

「一級河川・佐波川緑化活動と子どもの育成活動」

約12,000人の地域

この住民活動で平成12年には内閣総理大臣賞

住民活動に行政が非常に良い協力関係を保っている。

平成14年1月1日から9日まで読売新聞（西日本）が連載して紹介した。

## 2 県民（市民）活動支援センターの設置

NPO、コミュニティ活動或いはボランティア活動には支援体制が重要  
山口県は去年の「山口きらら博」の成果を踏まえて、本年、公設民営による活動支援センターを立ち上げた。

市町村でも5市1町が市民活動支援センターを設置し、他にも検討中である。

## 提出意見

氏名：内川 和子

性別：

職業等：みどりの会代表

意見：

## 「みどりの会」の活動概要

今から約13年前、わが町において、ゴルフ場開発の計画が表面化しました。それによると、町の4分の1がゴルフ場になるという事実を知り、自然破壊の危惧をもち、「子供たちに自然を残そう」という運動を立ち上げました。ゴルフ場開発に伴う、いろいろな問題を学習する中で、森林破壊、河川の汚染、大気汚染などのことを知り、これ以上の自然をなくすことは避けたいと、運動を続けてきました。

運動といっても、その主なことは私たちが学んだことや、各地での自然を大切に活動する活動をピラに載せて配布するというものです。また町民の皆さんへ呼びかけ富加町の山へ登り、身近な「自然」に触れることによって、私たちの住んでいる自然環境の再認識を訴えたりしています。そうした中で、地元在住の動植物の生態系に詳しい人や、農薬などの知識をもった人などと出会い、教えられ、また活動に共鳴してカンパをしてくれる人たちなど老若男女、職業、社会的立場を問わず多くの方に支えられて、活動をしてきました。

そんな地道な活動を続けているうちに、行政側もともに環境を考え守り、取り組みをしようという姿勢になりました。また、事業所によっては、山を崩して工業団地にするというときなど、環境アセスを提案し、実行してくれるところも出てきました。（事業自体はなくなることはありませんでしたが）また、町内の他のグループ（メダカの学校、棚田の学校など）との連携も少しずつできてきました。

資金面ではカンパ以上に、町主催の県民祭りに出店し「ボカシ」「地元産の低農薬果物」「藤ツルなどのクリスマスリース」等の販売で得ています。（これらも自然や環境を考える中で出会ったものです）

大勢の人に支えられて続けてこれたことが私たちにとって1番の財産です。（でも、問題が出てきたとき、すぐに対応できる力が十分にはありませんが）

今後も、あせらないで息長く、町内のグループと連携しながら富加の自然を子供たちに残すべく、また自然との橋渡し役のようなことができたらしいうようなことも考え併せつつ、もっと多くの人に呼びかけていけたらと思います。

## 提出意見

氏名：山岸 勝

性別：

職業等：NPO魚沼ゆうき 代表

意見：

はじめまして。

ちょうど 農繁期に当り、出席は出来ませんが、一言 申し上げたく。  
国 県 町 とそのスケール・レベルの違いこそあれ 環境・命・食に関するいわゆる循環型社会って一体どういうものなのでしょう？  
最近よく耳にする環境保全 資源循環 地産地消 の3点セットうたい文句としては、この上なく心地よい響きがありますが、果たして具体的にどう取り組んでいくのでしょうか？

硬直化した 行政組織（失礼）がそれぞれにいろいろな施策を競って打ち出し上位下達を繰り返すさまを現場の実践者が冷ややかに観ている・・・のが現実です。

つまり、本当にやらねば成らず、やる気になっても 現在のまま各所轄が、縦割りのスタイルでは所詮今までの域を脱することは出来ず、労多くして 実らず・・・

この際無理に行政がリードするのを止め、むしろNGO NPOなどの市民レベルに全面移管したなかで、“やらせてみて” 行政が其れを補完してゆくなんで・・・できないか。

\*ともあれ、今までの”民”もお願いするばかりで、主体になろうとせず 夫々が言い訳を繰り返し結果、このような世の中が実現してしまいました。こと環境に関する限り、今主役のはずの”現役世代”は関係ないよ・・・で済んでも その子 又その孫 一番かわいい次世代の人々に”負の遺産”を 相続させたい人間は そんなにはいません。

このことを原点に 私たち百姓が、今出来ること やれる事を考えたら、自然に有機農業を目指していました。

幸い 前述の 3点セットを各方面で謳いはじめ 昨年 あの農林省が・・・有機JAS制度をスタートさせたのです。

世界的にみたら、ん十年遅れといえどもともかくようやく始まったのです。(当然不備は山ほど・・・)

動き始めたらしめたもの 凄い勢いで消費者、生産者が顔の見える関係(トレーサビリティ)を築きつつ消費者が増殖をはじめております。

環境省が他の所轄に口をはさめないでしょうけど、最後発ジャンルの特権ですぞ(必要に迫られて誕生した)各省庁間の”核”となって、民を味方にしながらあらゆる案件に最優先すべき環境問題の改善を大声で発せねばなりません。

そして農 工 商 が夫々の立場で 出来ることを やれる範囲で”協働”するときをはじめてイイ方向に環境が 転換し始めるのではないのでしょうか？

## 提出意見

氏名：清水 昭朝

性別：男

職業等：無職

意見：

### 環境保全活動の活性化方策に関する意見

はじめに

敗戦後、わが国は経済復興をとげ、大量生産、大量消費の経済システムを支えてきたのは、競争原理であり、生産至上主義であり、能率、効率主義であったことは、衆知の通りである。

しかし、こうした社会のシステムが、私達の未来の可能性を食いつぶしていることが明らかになった現在、このシステムを続ずけていくことは自滅への道をたどることも明らかであり、周知の事実である。

資源循環型社を実現、推進するために、拡大生産者責任という言葉が使用され、県（島根）の環境基本計画にも、要望的に使用されて居り、実質は何んの規制もなく、リサイクル諸法にしても生産者負担責任は軽く、税金負担、消費者負担及び消費者のモラルに依存する比重が高い。これでは環境改善はちちとして進まない。

以下、二点を提案し、国民世論を喚起する方向で展開したい。

#### 1. 拡大生産者責任の法制化

これは「製品の全ライフサイクルに関連する環境コストを製品の市場価格に組み込むことを推進するための新しい戦略」といわれる。生産者はつくりたいまゝ生産し、後始末を税金で処理しては、大量生産システムからの転換はできない。こうした現状を打破するためには廃棄物管理を生産者の責任に含め、生産者に対し、「製品のサイクル、適正処理を考慮した製品設計、技術体系」を導入させる動機づけが必要である。また環境コストを製品価格に組み込み、受益者負担にすれば、税金の無駄使いせず社会的なコストが安くなる。

環境に悪いものは、そのコストを反映させることが、企業も消費者も環境を考慮して対応する透導とすることが必要である。

#### 2. 環境税の導入

この三月 杉並区が条例で「すぎなみ環境目的税」を可決している。これはスーパーなどのレジ袋1枚に5円を課税するものである。

民間団体等で自発的にレジ袋の削減運動に取り組んで居るが、削減等は十数%に止まっている。

真に環境改善を効果あらしめるには規制と透導両方が伴わないと大巾な削減はできない。

もはや、個々人のモラル、自主性、民間団体の自主性にゆだねる状況ではない。強制力を伴う税の仕組の中に環境対策が含まれるシステムがあって、はじめて全体としての削減が可能となる。

## 結び

われわれはどう生きるか

価値感と意識の転換が必要。多くの人、現在の崩壊の危機を感じていない。

「私たちはどう生きるか」を真剣に考えなければならない。

もし現状維持で推移するならば、個々の善意の努力も将来を心配することも無意味に終る。

以上

## 提出意見

氏名：浅海（あさのうみ）須美子

性別：

職業等：社団法人日本ナショナル・トラスト協会

意見：

はじめに

ナショナル・トラスト運動は、日本の美しい風土を構成する自然・歴史的環境を、市民が募金などによって地域と協力して所有し、広く国民に公開・活用しながらその価値や姿を永久に保存するようつとめ、後世に残していく運動です。日本においては、1960年代、地域の身近な自然、地域を地域らしくさせ人々から愛されている自然を開発から守る手法として、紹介されました。

開発の対象となった土地は、地域にとっては大切な環境でありながら法律の網からもれていたり、国立公園、国定公園、都道府県の自然公園ほか国や地方公共団体によって指定されている民有地なども数多くありました。いずれも森林や里山や湿原、田んぼや草原、海岸、干潟など多様な自然環境を擁していました。

本来は地域の人、あるいは国民の共有財産であるはずの環境を、所有者の私権が破壊することを許す日本の現状は、今も変わらずにあります。これは、我が国の自然保護・環境保全制度が、私権を十分に制限できない地域制をとっていることに起因することでもあると考えます。

このような中で、市民が募金によって土地や建物を買取り、所有者からの寄付・寄贈を受け、所有することによって環境を永続的に保全するという英国ザ・ナショナル・トラストの運動は、日本各地で進む開発への対抗措置として、日本型ナショナル・トラスト運動として独自の方法を生み出しながら展開されてきました。

全国の運動の中には、個人が私財を投げ打って土地を買取ったり、地域や日本全国に募金を呼びかけて土地を買い取ったり、又ある場所では市民に動かされた地方公共団体が、土地の買取りとその後の運営に協力したり、と土地の所有者になることで、その土地を守っています。近年の地価の高騰で買取りが難しくなった今日では、地主との保全協定、賃貸借契約などによる環境保全を進めています。

これらの保全対象地は、あるべき姿を保つように、あるいはかつてあった姿を取り戻すように市民の手によって保護、復元、再生され、管理されています。昨今、自然保護に関する国民の関心が高まり、その視線は名勝や景勝地から、より身近な地域の自然に移っています。その中で自然観察会やレクリエーショ



ン、里山管理など市民取組みも急増しています。

この中で、ナショナル・トラスト運動の特徴は、自ら環境を所有、あるいは所有関係に関与しながら、自然と人間社会が共生する姿を残し、環境を後世にあるべき姿で残す運動であるという点です。

しかし、所有関係に関与することを運動の手段とするために、さまざまな課題を抱えております。また、人が自然とかかわりあって環境のあるべき姿を残そうとする運動であることから多くマンパワー、資金などの資源が必要です。

現在50団体が社団法人日本ナショナル・トラスト協会の正会員、友好団体として、ナショナル・トラスト運動に取り組んでいます。ここに、ナショナル・トラスト運動をすすめる立場から、環境保全活動の促進に関して意見、要望を提出いたします。

なお便宜上、意見・要望はナショナル・トラスト運動に関するものと、「環境保全活動の活性化を検討するための論点整理」に対するもの、に分けています。

#### 社団法人日本ナショナル・トラスト協会正会員団体・友好団体一覧

	団体名	(所在地)
1	知床100平方メートル運動	(北海道斜里郡斜里町)
2	(財)小清水自然と語る会	(北海道斜里郡小清水町)
3	(財)前田一步園財団	(北海道阿寒郡阿寒町)
4	(N)霧多布湿原トラスト	(北海道厚岸郡浜中町)
5 a	(財)日本野鳥の会 鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ	(北海道阿寒郡鶴居村)
b	(財)日本野鳥の会 ウトナイ湖サンクチュアリ	(北海道苫小牧市)
6	(N)トラストサルン釧路	(北海道釧路市)
7	キナシベツ湿原を愛する会	(北海道音別町)
8	ナショナル・トラスト・チコロナイ	(北海道平取町)
9	真駒内 芸術の森 緑の回廊基金	(北海道札幌市)
10	函館チンチン電車を走らせよう会	(北海道函館市)
11	はちのへ小さな浜の会	(青森県八戸市)
12	(N)蔵王のブナと水を守る会	(宮城県白石市)
13	(財)グリ-ントラストうつのみや	(栃木県宇都宮市)
14	(財)さいたま緑のトラスト協会	(埼玉県さいたま市)
15	(財)埼玉県生態系保護協会	(埼玉県さいたま市)
16	(財)トトロのふるさと財団	(埼玉県所沢市)
17	はんのう景観トラスト	(埼玉県飯能市)
18	川越蔵の会	(埼玉県川越市)
19	(財)佐倉緑の銀行	(千葉県佐倉市)
20	手賀沼トラスト	(千葉県我孫子市)
21	(財)せたがやトラスト協会	(東京都世田谷区)

- 22 (財) かながわトラストみどり財団 (神奈川県横浜市)
- 23 (財) 鎌倉風致保存会 (神奈川県鎌倉市)
- 24 北鎌倉の景観を後世に伝える基金委員会 (神奈川県鎌倉市)
- 25 小網代の森を守る会 238-0101 (神奈川県三浦市)
- 26 中道志川トラスト協会 (神奈川県津久井町)
- 27 富士山ナショナル・トラスト (静岡県御殿場市)
- 28 (財) 柿田川みどりのトラスト (静岡県駿東郡清水町)
- 29 軽井沢ナショナルトラスト (長野県北佐久郡軽井沢町)
- 30 (財) 妻籠を愛する会 (長野県木曾郡南木曾町)
- 31 大平宿を残す会 (長野県飯田市)
- 32 (N) 阿漕浦友の会 (三重県津市)
- 33 (N) 赤目の里山を育てる会 (三重県名張市)
- 34 中池見湿地トラスト (福井県敦賀市)
- 35 しれとこの森・トラスト関西 (京都府京都市)
- 36 (財) 大阪みどりのトラスト協会 (大阪府大阪市)
- 37 (N) 関西ナショナル・トラスト協会(略称KANTA) (大阪府大阪市)
- 38 信太の森のシリブカガシを守る会 (大阪府和泉市)
- 39 (財) 天神崎の自然を大切に作る会 (和歌山県田辺市)
- 40 (財) 岡山県郷土文化財団 (岡山県岡山市)
- 41 (社) トンボと自然を考える会 (高知県中村市具)
- 42 (財) おおのじょう緑のトラスト協会 (福岡県大野城市)
- 43 臼杵デザイン会議 (大分県臼杵市)
- 44 エコシステム (熊本県熊本市)
- 45 (財) 阿蘇グリーンストック (熊本権阿蘇郡阿蘇町)
- 46 美々津の歴史的町並みを守る会 (宮崎県日向市)
- 47 やんばる自然保護の会 905-1411 (沖縄県国頭郡国頭村)
- 48 信州箕澤屋の会 (長野県伊那郡)
- 49 (社) 高知県生態系保護協会 (高知県土佐市)
- 50 山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会 (滋賀県伊香郡)

## ナショナル・トラスト運動に関する意見・要望

### 1. 譲渡不可、永久保全の法的根拠の確立

全国各地で行っているナショナル・トラスト運動により保全されている環境を永久に保全できるよう、法的根拠を確立するよう求めます。ナショナル・トラスト団体は、組織形態は任意団体、NPO法人、公益法人とさまざまであり、会の活動に関する事項、土地の保全に関しては定款等で定めています。しかし、保全対象地が国や地方公共団体の他の公共事業、計画地となった場合に保全地を守る確固たる手だてはありません。

英国のザ・ナショナル・トラストは資産入手時に資産の譲渡不能を自らが決定

し、議員立法であるナショナル・トラスト法によって守護されています。このことによって組織への信用が増すのです。

ナショナル・トラスト運動を進める市民団体、NPO、地方自治体条例等基金が保有する資産の譲渡（売却、担保化、強制収容）、環境保全以外の用途への転用などを不能にする永久保存権が会の定款以外にも法律により公的な根拠を持つことで、社会的信頼を得ることになり、活動を活性化させることとなります。

## 2．自然環境保全法人認定または同等資格付与の促進

ナショナル・トラスト団体により取得し、管理する不動産に対する不動産取得税、登録免許税および固定資産税、特別保有税の非課税措置、また相続財産を贈与した場合における当該財産に係る相続税の非課税措置、ナショナル・トラスト活動に対して寄付金を行った場合、寄付金を控除する所得税の課税の特例及び損金算入の法人税の課税特例の新設等、諸税制の改正を求めます。

ナショナル・トラスト活動をすすめる公益法人においては、自然環境保全法人の認定によって上記のことがらが実現できるものと考えられますが、現在認定件数は4団体にとどまっています。環境省の管轄する社団法人日本ナショナル・トラスト協会の正会員団体はもとより、友好団体においても、その認定を早急に求めます。

## 3．土地所有者のための手法解説書の整備と普及

今日、市民の自然環境保全活動がさかんになる中でも、活動フィールドとなっている

土地は永久に存続するとは限りません。むしろ土地の所有者が永続的にその土地を自然環境として保全し、後世に残したいと考えていても、相続やその他の事情で土地を開発業者に売却せざるを得ない状況になる場合が多々あります。

そこで、土地の所有者、事業者に対し、保存の道を示す、相続・譲渡・贈与・土地取得税等に関する事例集または指南書（ハンドブック）の整備と、配付など普及活動が必要と考えます。これにつきましては、社団法人日本ナショナル・トラスト協会の正会員団体、友好団体の事例なども参考とし、協働で取り組むことができると考えています。

## 4．身近な環境の公有地化、公的資金の投入による環境保全

社団法人日本ナショナル・トラスト協会には、地域の中で親しまれている緑地や大木、建物や駅舎などが失われるという相談が寄せられます。小さいながら会を結成して、地方自治体の窓口や持ち主、事業者などへの要望も出しているケースもあります。しかし、結局は事業の採算性等を考慮すると、熱意だけでは解決できず、資金が必要となります。このようなケースでは、地方公共団体が、買取り、寄付、寄贈とその後の管理などの相談に積極的に対応し、事業計画においてもなるべく保全を促すよう指導するよう求めます。そのためには、

地域・行政内でのコンセンサスを形成し、公的資金の投入と組織体制を整備することが必要です。(財)かながわトラストみどり財団では、緑地を買取り、管理を市民団体が担っています。このように各都道府県の緑化基金などの活用と、市民団体との連携を支える仕組みを各都道府県に広げ、充実させることが必要だと考えます。

#### 5．市民活動継続のための運営基盤強化に関する協力

平成13年10月に社団法人日本ナショナル・トラスト協会が、その正会員団体、友好団体に対して行ったアンケート調査で、資金調達理由として最も多かったのが、事務局の人件費・事務所運営費です。つまり本来の活動目的に先だって、事務局経費を調達することが大きな仕事となってしまっているということです。助成財団の補助金では、対象となる事業費内での人件費などは認められていても、継続的に事務所を運営していく費用は捻出できないという事情があり、運営基盤強化に関して政策的な支援があると本来事業に専念できるという状況にあります。

特に、土地の所有・賃貸借契約などを活動手法の一つとするナショナル・トラスト運動においては、本来の事業に多額の資金が必要であるという事情があります。また、責任をもって土地の持ち主から預かっている土地の管理には人手や道具等が必要で、そのための資金も必要となります。このように、自然体験や観察会を実施する団体に比べ、ナショナル・トラスト団体が抱える費用負担は大きなものになっています。しかし、これを行政にまかせるのではなく、市民団体が自主的に管理保全するといったことの意義も大きいと考えています。そこで、市民による環境保全活動全般に対し、特に運営基盤強化に関する支援・協力を求めます。国・地方公共団体においては管理運営費等を負担する、あるいは公共施設の事務所設備一式無料貸出しなど、側面からの支援を求めます。

#### 6．公共事業、大規模事業における環境配慮の取組み強化

諫早湾をはじめとする公共事業、地域経済活性化策として整備される民間の大規模事業は、地域の環境を犠牲にして他の付加価値を生み出す経済活動として行われています。しかし、このような事業は、規模が大きく、長年にわたって環境を大きく変化、破壊する影響力があります。

そこで、地方自治体が行う事業の計画策定においては環境への影響も含めた地域にもたらされる総合的な付加価値を考えた上で、市民の参加による環境影響評価プロセスを浸透させ、その評価方法については地域性や新たな視点が提供された際には見直しを行うなど柔軟に適用するよう求めます。

計画に関しては早い時期に情報公開を行い、住民、市民団体、専門家の参画のもとに計画づくりをすすめるようプロセスが重要です。

そして建設においては、建物のリサイクルや工事過程においても環境に配慮した方法を用い、また管理運営方法においても地域の都市計画との整合性を強めて地域市民との合意形成をはかるよう制度化をすすめるなど、各種事業におい

で影響力の大きい公的機関が率先して環境保全に取り組むことが必要だと考えます。

### 「環境保全活動の活性化を検討するための論点整理」に対する意見・要望

『民間環境保全活動の活性化に関する研究会』における検討の結果、環境保全上の課題及び社会経済の現状と動向、環境保全活動を促進する上での課題、環境保全活動活性化の基本的考え方、具体的施策の考え方について論点がまとめられ、その内容は当協会でも大変共感できる内容と受け止めています。特に、この中で環境保全活動活性化の基本的考え方としてあげられている、「各主体の責任ある役割分担」、「パートナーシップによる協働」、「具体的な活動の展開」、「地域を起点として取り組みを進めること」、はいずれも重要なことがらであり、実現に向けて取り組むべき意義の大きいことです。しかし、このことを実現するためには、本当に多くの課題を克服しなくてはならないと思います。当協会では、今後も研究会で出された内容を具体的化し、行動に移していくために、取り組みに参加していくことを希望するとともに、以下に意見・要望を提出したいと思います。

#### 1．人材の育成、確保、専門性の養成（環境保全活動を促進する上での課題より）

環境保全活動を行う人材の育成は急務であると考えます。行政、事業者とのパートナーとして、社会の中で責任ある仕事をする主体としてのさまざまな能力をつけていくことが必要です。

そこで、人材育成においては、先進的な民間活動団体におけるOJT(On the Job Training)によること、研修などにおいては補助金などを大幅に拡大すること、その際には組織内の代替職員などの雇用費用も含むこと、行政職員・企業からの出向、企業人のボランティア休暇の浸透、大学生・研究者のカリキュラム必修化、などといった新たな仕組みの導入、徹底が必要と考えます。

#### 2．情報提供（環境保全活動を促進する上での課題より）

情報提供においては、各団体の情報発信能力を支える基盤整備が必要と考えます。まずインターネット関連では、サーバー使用料などの補助、無料サーバーの提供、エンジニアの派遣、技術的な相談サービスがあると大変助かります。また、ITの活用だけではなく、会報誌、書類の送付などにかかる郵送料金の軽減も重要です。

#### 3．資金の確保（環境保全活動を促進する上での課題より）

事業費・組織運営費の補助としては、資金援助のほか、公共施設の一部屋、コ

ピー、電話、FAX、印刷機等の貸し出し、商店街の空き店舗の貸出し、企業においても社会貢献活動の一つとしてオフィススペースの提供されると助かります。事業による資金確保、方法については、市民活動団体においても積極的に取り組む必要があると認識しますが、市民活動には、優れた経営感覚を持つ人材が少ないのが現状です。団体の長期的な経営計画、事業計画策定、マーケティングなど経営指導に対する助成、経営や営業に関するセミナー参加への補助が求められています。

また、企業人の市民活動団体への活用が、話題になっているようですが、企業との組織上の特質の差異を理解した上で、単なる企業出身者というだけではなく、市民活動に実利をもたらす能力のある人材の派遣を補助することが有益であると考えます。

#### 4．協働のためのルールづくり（環境保全活動を促進する上での課題より）

行政や事業者パートナーとして認められ、協働によって事業を推進する枠組み、ルール整備をする際、気になることは、行政の下請けのようにNPOや市民活動団体を見る行政内の体質です。お互いに補完しあうチームであるという意識の浸透が必須です。

また、行政に資金源を依存するあまり、市民活動団体が独立して働けないという財政上の体質も問題です。民間の資金や会員の会費が集まりやすいよう、寄付金などの面での優遇基盤を整備することが必要です。

#### 5．参加人口の拡大（環境保全活動を促進する上での課題より）

学校、企業などの場での環境学習、環境教育が活発に展開されることが重要だと考えますが、そのための指導者の育成が必要だと考えます。教職過程や企業管理職研修などにNPO・NGOで環境教育のOJTを取り入れることを提案します。

#### 6．ネットワーク化（環境保全活動を促進する上での課題より）

風土、自然環境が異なる地域の連絡、情報交流体制を構築し、環境保全活動のノウハウ共有し、活動の幅やバリエーションを豊かにすることは、これまでの当協会の全国大会、その他情報交流事業によってその大切さを実感することです。しかしそれらの事業は、企画から関係先との調整、連絡など、ネットワーク先が増えれば増えるほど複雑になって、費用もかかります。このようなネットワーク事業の支援を積極的に国、当該地域の地方公共団体が行うよう希望します。当協会では、ナショナル・トラスト運動を進める地域で、年1度全国大会を実施しています。このような事例をもとに、ネットワーク事業の支援を強化していくよう提案します。

#### 7．海外への活動展開と海外からの受け入れ（環境保全活動を促進する上での

課題より)

ナショナル・トラスト団体と海外のナショナル・トラスト運動団体参加して国際交流キャンプを実施していますが、資金不足がネックになり、存続があやぶまれている事業の一つでもあります。また、現在は経団連の助成を受けていますが、事務手続きが煩雑であることが事務局の負担になっています。しかし、キャンプにおいては、各国の環境保全の状況を情報交換したり、意見を交わしたり、新しい視点を持つきっかけとなったり、参加者にとって国内の活動では得られない効果があります。

国際交流というと助成金の窓口が、外務省や文部省と窓口がわかれている現状を改善し、海外との交流を環境保全の視点から促進するような助成を含めた政策を求めます。

#### 8．地球環境基金の目標の明確化と重点化のあり方（具体的施策の考え方より）

地球環境基金の運営自体への民間団体の主体的な関与のあり方については、一部の学者、ジャーナリストなどに限らず、運動を実践する立場の声が反映されていくことが重要だと考えます。ナショナル・トラスト運動という一つの環境保全運動団体の集まりであるネットワーク組織の立場からも、このような場に参加することを希望します。

また、途上国支援とともに、日本国内の地域活動への支援強化を希望します。環境問題というと、とかく地球規模の環境に目が向けられてきましたが、日本国民が足下の環境を大事にすることもそれ以上に重要なことだと考えます。そこで環境省が市民による環境保全運動としてかかげた『国民環境基金』運動のために充てる資金としても地球環境基金の一部を運用することも是非検討していただきたいと思います。

#### 9．寄付金にかかる所得控除、損金算入、相続税非課税などの免税措置と対象法人の拡大（具体的施策の考え方より）

ナショナル・トラスト運動団体に対する免税措置、特にナショナル・トラスト団体に対して運営資金等の寄付を行った場合に加え、保全対象地の寄贈、遺贈に関しては、地方公共団体その他一部の公益法人に認められているものと同等の措置を求めます。

当然、そのためには要件として、団体の活動の持続性、公共性、公益性の確保が課題となりますが、その点で社団法人日本ナショナル・トラスト協会が環境省等国や地方公共団体と連携して役割を果たしていきたいと思います。

## 提出意見

氏名：川村研治

性別：男

職業等：団体職員（地球環境パートナーシッププラザ）

意見：

### 0．意見の要約

NPOの存在意義は何か？ また、環境保全においてNPOと行政機関との協働が何故必要なのか、明確にかつ具体的な事例をもって語るべきである。

拙速に結論を急ぐよりも、少なくとも10年先を見越してNPOの存在意義やパートナーシップの理念を議論し、そのためのデータを、十分に盛り込むことを求める。

### 1．NPOの存在意義に関する基本的な考え方の提示が必要である

「官」が独占して決定してきた公益を「民」と共に作り、共に実現すること、それが今求められるのであり、そのための主体としてNPOの存在意義がある。

例えば、公共事業。

様々な価値観がぶつかりあう複雑な社会が生まれつつある。高い失業率を改善するための公共投資という硬直した経済刺激策の効果が薄れ、市民が主体となって里地・里山づくりに取り組むよう活動への転換事例も生まれつつある。

複数の価値観が共存する社会を創造するためにNPOという組織がある。

グローバル化した経済の中で疲弊した日本の一次産業。経済の論理に絡め取られて、快適で安全な環境を失っている。そこに道路を作り、ダムを作るのではなくもっと違う方法で地域振興を図ろうと声を上げるのがNPOである。従来の国土計画と矛盾しても、新たな公益を生み出そうと



している。NPO活動のそのような意義を認め、オルタナティブを生み出す原動力としての評価を最初に提示すべきである。

今、「公益」の考え方をめぐって、さまざまな試行錯誤、軋轢が各地で繰り返されている。それがどのような背景で起こったのか、そしてそれがどのようにして解決されたか（あるいは解決を試みたが失敗したか）を具体的な事例を探し、その事例をもって語るべきである。

論点整理の中にも、政策提言能力の強化をうたった文章があるが、その部分はNPOの役割の中でも最も重要なものの一つであり、詳細な事例研究にたった論証を加えるべきである。

## 2. 行政とNPOとのパートナーシップの理念を提示すべきである

行政機関・企業・NPOの協働あるいはパートナーシップが求められるが、パートナーシップは何を目指すのか、理念を明確に提示すべきである。

政府は法的な規制力を持ち、豊富な情報や潤沢な公的資金と強大な官僚体制に支えられているが、意思決定の迅速性に欠ける、意思決定の力を現場と最も遠い人が持つ、意思決定には常にパワーバランスを考慮しなければならない等々の困難がつきまとう。

一方、企業は市場を通じて社会のニーズに応えることができ、経済活動を通じて大きな社会的影響力を持つが、経済性や効率性から逃れられず、時として安全や環境配慮に欠ける行動をとることがある。

それに対して、NPOは、資金や人材、情報、経営基盤などの弱点は多いが、最も現場に近い位置から軽いフットワークで、政治的なかけひきや市場原理から相対的に自由な立場から意思決定し、行動することができる。

そのようなNPOの特質を明示した上で、NPOの弱点を補うパートナーシップが求められるのである。パートナーシップは単なる問題解決の手段でなく、一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる、今とは違った原理で動く社会を開く突破口となりうる。パートナーシップは社会のあり方をのものを変革するプロセスであり、新しい社会を築く構成原理でなければならない。環境パートナーシップとは、環境問題を足がかりとして「公正」「平等」「自由」「多様性の尊重」を理念とする社会実現のための重要な概念である。「里地ネットワーク」や「京のアジェンダ」の創り出した結果だけでなく、それぞれが各地域、現場で試行錯誤するプロセスそのものを明らかにしたケーススタディを提示すべきである。

### 3 . 持続可能な社会創造のプロセスにはN P Oが不可欠である

「持続可能な開発」は「経済」「社会的公正」「環境」の3つの調和があって初めて実現すると言われる。

言うまでもなく、そのためには包括的で複雑なアプローチが求められる。しかしながら、政府（＝行政機関）はその性質上、それぞれの行政目的に縛られ、また、地域性を脱却することは難しい。さらに言えば、数年でトップや担当者の異動が繰り返され、その都度施策が大幅に変わることも珍しいことではない。

持続可能な開発をめざす事業は、N P Oがコーディネートするプラットフォームがイニシアティブを握り、パートナーシップの枠組みで進めるべきである。ところが、日本では、事業推進型のN P Oは多いが、パートナーシップのコーディネートを行うN P Oはまだまだ少ない。N P Oの主導する官民一体となったプラットフォームの事例もできはじめている。それらの鍵を握るのは中間支援型のN P Oであり、そのような団体の意義や強化策を具体的な事例をもとにした綿密な考証から課題抽出を行い、その上で施策をまとめるべきである。

## 提出意見

氏名：松田忠吉

性別：男

職業等： 有限会社 エコ 代表取締役  
リサイクル・環境コンサルティング  
環境カウンセラー

意見：

環境保全活動の活性化方策に関する意見  
「ISO14001を活用した環境負荷低減の取組み」

現在、環境に向けた取組みが行政主導から事業者、団体、住民を参画させた協働の体制に移行していることは非常に喜ばしいことであり、環境改善の進展に大きく貢献するものと考えられます。その例は環境活動の企画計画段階では環境基本条例の制定ですが、この環境基本条例の制定においても、各地で事業者、団体、住民を参画させた協働の体制による取組みがなされているところです。下関市においても平成13年度に専門家、団体代表、事業者、市民による下関環境審議会により協議された結果、下関市環境条例(案)が答申され、平成14年度から実施されます。

しかし、事業者、団体、住民を参画させた協働の体制による環境基本条例の制定ではありませんが、多少課題が残るところです。と言うのも成果物である下関環境基本条例がどの地域でも当てはまる内容であり、その地域の特色を反映した内容になっていないと思われるからです。

環境活動の重要項目は、当然都会と田舎は違いますし、山の多い地方と海に面した地方とは違うはずです。また環境活動の優先順位が違ってきます。しかし、環境基本条例はどの地域においても多少似通った内容で総花的になりがちです。というのも環境目的・目標さらに環境活動の設定するためのツールがないからです。

団体・企業・市民を参画した協働による環境基本条例制定までのプロセスはよいのですが、成果物である環境基本条例が本当に地域の環境に、地球環境に対して有効かどうか、効果的かどうかという問題です。当然、環境目標を的確に設定して取組まなければ環境改善の効果は上がりませんし、有名無実となります。

ではどうすればこの問題を解決できるのか。現在まで組織の環境の取組みとして企業・地方自治体を中心にISO14001の取得が急増してきましたが、現在は取得から運用の段階に入ったところであり、いかに有効に活用するか、いかに効

果を出すかが求められています。そこで、環境基本条例の制定するためのツールとして、ISO14001を活用するというものです。ISO14001（環境マネジメント）はマネジメントシステムのひとつであり、環境活動のマネジメント手法として有効と考えます。つまり、環境マネジメントシステム（P・D・C・A）を活用するのである。まず、地域の環境影響を評価し、著しい環境側面を特定し、環境目標を設定します。そして、優先順位に従って環境活動を行っていく。この集中と選択により、より効果的な環境活動が展開されると考えられます。

現在では、ISO14001を導入した地方自治体、企業が各地で環境活動に取り組んでいることでもあり、環境活動の基本計画（環境基本条例等）の策定には、ISO14001というツールを活用し地方自治、企業、団体、住民等による審議会（及び協議会等）の協働による作業を行うことがより効果的な環境活動の基盤づくり、牽引は環境活動の活性化につながると考えられる。また、地域の様々な環境活動計画を策定する場合に、協働による取組みにツールとしてISO14001を活用することがより効果的な展開を生み出すものと考えられます。

## 提出意見

氏名：中尾敏夫

性別：男

職業等：千葉大学法経学部倉阪ゼミナール

意見：

- 1．環境の保全に関する国及び地方公共団体の施策は、事業者、国民と協働して行うべきであるという協働原則を明確にすべき。
- 2．協働原則に則り、国及び地方公共団体は、環境保全施策に関する情報を公開する責務を負うことを明確にすべき。
- 3．事業者は、その事業活動に伴う環境への負荷の発生量などの環境負荷情報を記録し、開する責務を負うことを明確にすべき。
- 4．環境基本法に定められている「環境の日」(6月5日)を祝日にして、国、地方公共団体は、環境について考えるイベント等の企画、キャンペーンを実施することとすべき。たとえば、一年の成果・過程をその日に表すような全国的なイベント、環境フォーラム、祭、夜間照明をおさえる呼びかけ、バス・電車など公共交通機関の割引等を行ない、環境に対する意識を高める。
- 5．環境保全活動アドバイザーの資格を法定化し、一定の研修を受講し、試験に合格した者以外の者は環境保全活動アドバイザーと名乗れないようにすべき。
- 6．学校の規模に応じて、一定の人数の環境保全アドバイザーを、小学校に置かなければならないこととすべき。当該、アドバイザーは、生活の時間などにおける環境教育プログラムの企画実施に携わることとすべき。また、アドバイザーは保護者を対象とした環境の保全に関する講義も実施することとすべき。
- 7．「こどもエコクラブ」に公的な位置づけを与えるべき。
- 8．環境関係の学術研究を振興する旨を規定すべき。
- 9．中学校や高校の入試に環境関連の問題を入れるよう指導すべき。教職免許においても環境関連の知識を問うこととすべき。

10．環境保全活動・エコ商品・エコ技術についての情報データベースを、国が構築すべき。一定のフォーマットに基づき、事業者・国民・環境保全団体から情報を提供してもらって、インターネット上で公開すべき。ただし、情報の内容についての責任は、情報の提供者にあることとすべき。

11．地方公共団体が地域の環境保全活動を推進する重要な役割を担っていることを、明確にし、地方公共団体の施策を促進するため、国はなんらかの方策をとるべき。たとえば、環境イベントの開催回数など関連施策の活発さを示す指標を、地方交付税の算定基準に組み込み、環境保全活動が活発な団体は、より多くの交付税を得ることができるようにすることなどが考えられる。

12．全国にある国営・公営の保養施設を利用して、自然体験学習のツアーや講習会を企画すべき。

13．宝くじや競馬、公営カジノ等によって得られた財源をナショナルトラスト等、自然保全運動の基金として使えるような制度をつくるべき。

14．製品の重量と材質に応じた税金を導入し、廃棄物となった場合の環境負荷の大きさに応じた経済的負担が価格に上乗せされることとすべき。税収は、廃棄物の処理・対策費用に充当すべき。

15．大量にエネルギーを消費する者に対して課税すべき。たとえば、消費エネルギー量÷床面積や消費エネルギー量÷使用人数（時間）等の方法で計算して、無駄の多い者に多く経済的負担をもとめるべき。

16．廃棄物の効果的な回収と適正な処理を促進するデポジット制度を全国一斉に導入すべき。

17．廃棄物の分別方法について、全国的に適用されるべき最低限度を設けるべき。

## 提出意見

氏名：村上 千里

性別：女

職業等：環境学習コーディネーター

意見：

### ．全体に関する意見

#### 1．内容について

- ・参加や協働に関する現状分析や、これまでの施策の評価がほとんど示されていない。本来であれば環境基本計画以降、参加や協働の促進において行ってきた施策を洗い出し、その事業評価を示し、課題を抽出して、そこから次の施策を考えていくべきではないか。

#### 2．全体構成について

- ・この論点整理の構成では、「1．環境保全上の課題及び社会経済の現状と動向」のあと、環境保全活動の状況についての深い分析がないままに、「2．環境保全活動を促進する上での課題」という個別具体的な課題が並べられている。どういう現状理解の元にこのような課題が抽出されたのかがわからない。せめて「1．(4)民間団体等の環境保全活動の活性化」の項に民間団体や環境保全活動の現状分析を加える必要がある。
- ・「3．(4)地域からの環境創造立国」で目指す社会の姿を示しているが、これは構成上、最初または「1．……現状と動向」の後に持ってくるほうが、文章全体の方向性が明確になって理解しやすいと考える。
- ・また、「3．(1)～(3)」はこの「目指す社会」と現状のギャップを埋めるための方策の基本方針であるため、(4)(1)(2)(3)の順序が理解しやすいと思われる。
- ・「2．環境保全活動を促進する上での課題」は、上記の基本方針に沿って、カテゴライズするとわかりやすくなるのではないか。

上記の意見を踏まえ、以下のような構成を提案する。見取り図もそれに沿って修正したものを添付したので、ご参照いただきたい。

環境保全上の課題及び社会経済の現状と動向  
環境保全活動活性化の基本的な考え方

- (1) 地域からの環境創造立国
  - (2) 行政と民間活動の役割分担の明確化
  - (3) 参加と協働のための基盤整備
  - (4) 具体的な活動の展開
- 環境保全活動を推進する上での課題
- ・ 民間団体の位置づけと基盤強化の課題
  - ・ 協働の課題
  - ・ 参加促進の課題
- 具体的施策の考え方

## 2. 「民間団体」「環境NPO」「NGO」「NPO」等、用語の使い方について

- ・ この文書の中には、民間非営利分野の活動を担う団体について、「民間団体」「環境NPO」「NGO」「NPO」等さまざまな用語で表現されている。すべて同じなのか、ちがう意味合いを持たせたいのか、用語の使い分けの意図が明確にわからない。これらの単語はまだ一般にはよく理解されているものではないので、専門委員の方々のアドバイスを受け、きちんとした解説をつける必要がある。

### ・ 個別記載事項に関する意見

#### 1. (4) 民間団体等の環境保全活動の活発化

- ・ ~ の分類は何を基準にこの7分類としたのか、そこにはどういう意味があるのかよくわからない。
- ・ 環境NGO/NPOの現状分析について、まったく述べられていない。国内の環境NGO/NPOの数・財政規模の分布・会員規模の分布・スタッフの雇用状況など、基礎となるデータを示し、現状が理解できるような記述が必要である。

#### 1. (5) 国、地方自治体における施策の現状

- ・ 「環境ボランティアとの協働」という表現があるが、協働(=パートナーシップ)のパートナーとなりうるのは環境ボランティアという個人ではなく、環境NGO/NPOという組織である。「環境NGO/NPOとの協働」とすべきである。

#### 2. 環境保全活動を推進する上での課題

- ・ ここでは 環境NGO/NPOの基盤強化に関する課題、 協働に関する課題、 個人の参加の促進に関する課題がランダムに述べられており、わかりづらい。この3つにカテゴライズし直してはどうか。(見取り図案参照)
- ・ 環境NGO/NPOの正しい理解を促し、企業・行政との間で相互理解を進めていくことが、NPOの基盤強化にも、協働の促進にも不可欠である。これを課題に



追加すべきである。

## 2.(1) 人材の育成・確保、専門性の養成

- ・環境NGO/NPO側の人材育成だけでなく、企業や行政の側での人材育成も必要だろう。NPOや協働を理解する人がまだまだ少ないことが、民間活動の活性化や協働の促進を阻害している。

## 2.(5) 参加人口の拡大

- ・意識調査によると多くの人々は環境問題に関する知識と関心を持っているにもかかわらず、行動や活動にはつながっていないという結果が出ている。どうして行動や参加につながらないのか、この原因を掘り下げて考える必要がある。
- ・環境NGO/NPOへの参加が進まない原因としては、参加したいと思わせる魅力的なプログラムが少ない、参加することによってどんな効果があるのか、明確に示されていない、といった環境NGO/NPO側の力量にかかわる課題も大きいだろう。

## 2.(6) ネットワークの形成

- ・ここに書かれた情報交流レベルのネットワークは既にあるのではないか。今必要とされているのは、地域において様々な主体のネットワークによって協働を生み出すことで、そのコーディネートを担うインターメディアリー(中間支援組織)や協働のコーディネーターが重要となってくるだろう。

## 3. 環境保全活動活性化の基本的考え方

- ・ここでは協働が大前提のように示されているが、協働は万能ではないのではないか。山岡氏の図からもわかるように、行政が行うこと、NPOが行うこと、協働で行うことの切り分けて、どういう分野が協働にふさわしいのかを示す必要がある。

## 4. 具体的施策の考え方

- ・まず最初に、環境施策における環境NGO/NPOの位置づけを明確化することが必要。国レベルでの「協働のガイドラインの作成」や、「政策決定プロセスにおける環境NGO/NPOの参加のシステム化」などを盛り込む必要がある。
- ・企業・行政と環境NGO/NPOの相互理解を進めるために、政策対話の場づくりや、人材交流を促進することも必要である。

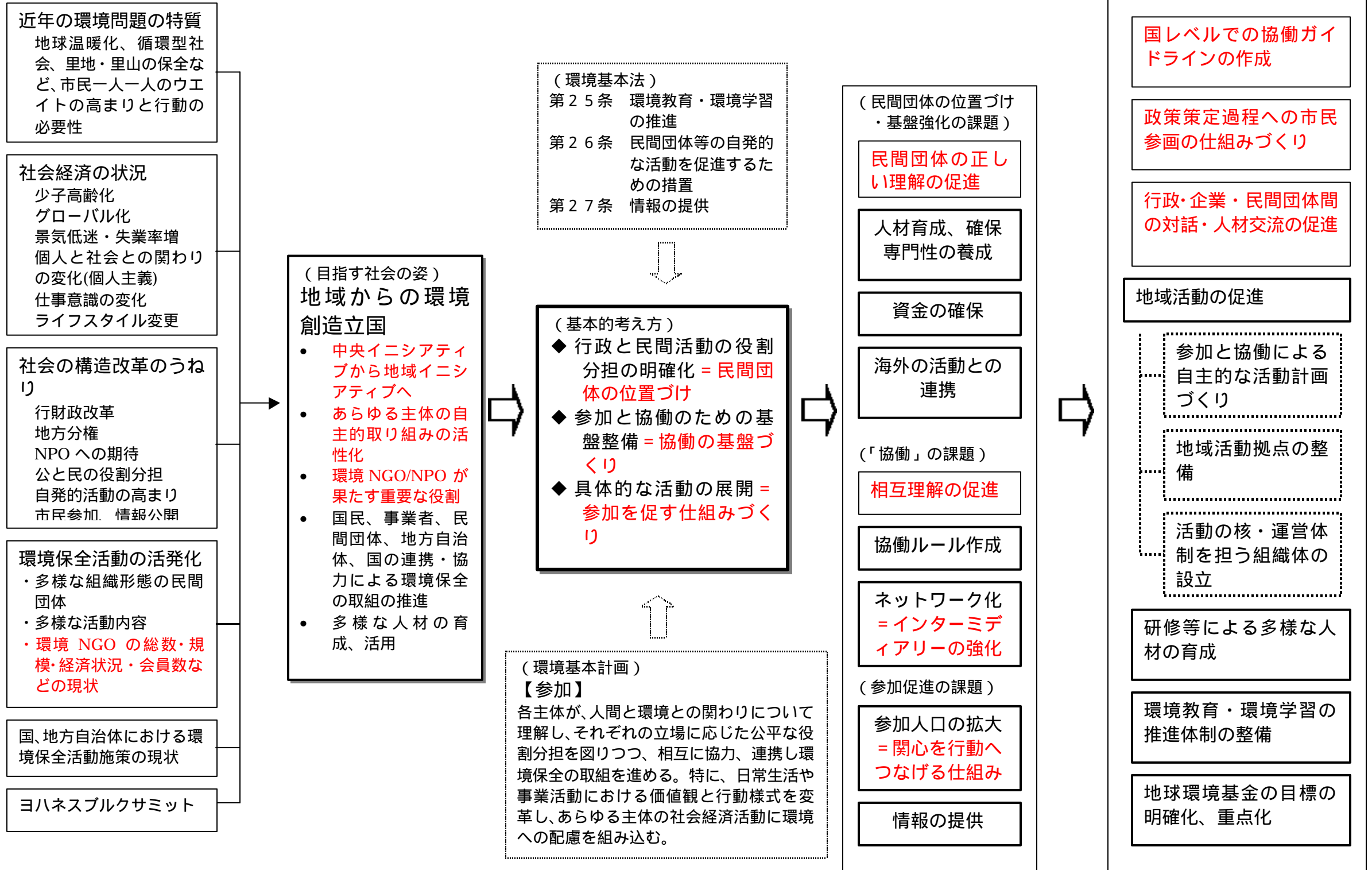
## 4.(1) 地域活動の促進のあり方

- ・ローカルアジェンダ策定では市民参加が奨励されていたにもかかわらず、そのほとんどが形式的な参加に終わっている。参加や協働を形式だけで終わらせないために何が必要かを掘り下げて検討し、それを担保できる仕組みを示す必要がある。
- ・米国の「コミュニティ開発包括補助金」の仕組みが参考になると考えられる。

以上

添付) 環境保全活動の活性化を検討するための見取り図(改定案)

環境保全活動の活性化を検討するための見取り図（改訂案）



## 提出意見

氏名：山本恭子

性別：女

職業等：やまぐち県民活動支援センター  
県民活動アドバイザー

意見：

山口県では、自主的・主体的なNPO活動、ボランティア活動、コミュニティ活動などの県民活動が盛んになってきています。

また、昨年開催された「山口きらら博」では、5万人を超える県民の皆さまが、来場された方へのおもてなしや清掃活動、環境美化活動などのボランティアとして活躍されました。そこで連携やネットワークは県内各地で着実に広がっています。

その「県民活動」を支援する組織として、「やまぐち県民活動支援センター」が平成11年に開設されました。

今年度からは当センターも民営になり「やまぐち県民ネット21」が委託を受け運営しています。

民営になったことで、今まで以上にセンターを気軽に利用していたただき、県民の皆さまの声を聴きながら県民活動の拠点として再スタートしたところです。

行政や他団体からの情報を収集しホームページやメールマガジンなどで素早く提供し、講師の派遣や相談、仲介、交流などを主に支援しています。

活動団体からの相談や意見で多いのが、環境分野に限ったものではなくどの分野も共通して、活動の運営や活動資金、人材の育成、情報の提供です。

特に活動資金のための助成金の情報や補助金の情報をよく求められます。しかし、当センターでは民間助成の情報や県からの情報は入ってきますが、国からの情報はほとんど入ってきません。県の情報もちちから求めなければなかなか入ってこない状況です。

活動をしている方々と一番身近な所にいる私たちにも是非いろいろな情報を提供していただきたいと思います。

また、国や県の施策は沢山ありますが、小さな草の根活動に対しても支援を今まで以上にしていただきたいです。目に見える大きな

事業や施設整備等だけではなく、小さな活動にも良い対策を考えて欲しいと思います。

例えば、先日相談がありました例ですが、県が管理している川を自治会や老人会で清掃しているところがあります。しかし、活動する方々が高齢であるため竹藪の清掃や木を切るといった作業が困難で県や市に相談に行ったところ、「このような所は沢山あるので対応しきれない」という回答でした。そのまま放置しておくとなら不法投棄の場所となり周りをいくらきれいにしても環境には悪影響を与えることとなります。

そこで、ボランティアの募集をすることとなりましたが、作業の大変さとの事故の事を考えるとなかなか難しいようです。

このような事例の対策のためにも、パートナーシップが重要になってくるのだとおもいます。

環境保全活動や地域の活性化のためにもよく検討され、活動が潤滑におこなえるような対策やシステムづくりを期待しています。

## 提出意見

氏名：菊川 悟

性別：

職業等：

意見：

「タバコ」は環境問題じゃないの？

タバコは健康分野の問題だと思っている人は少なくないようで、行政でも厚労省はやっていますが 環境省はほとんどふれていません。しかし、以下の理由から私はタバコを環境問題としてとらえるべきと考えます。

タバコからダイオキシンが大量にでる（環境省データでは最高国内20g）

タバコ栽培の結果 乾燥地帯で砂漠化が進む

タバコ葉乾燥のため 先進国では石油、熱帯では熱帯林が消費される。

（熱帯林破壊の10～20%というデータあり）

タバコの吸殻は、ゴミとなり、処分にぼうだいなエネルギーを使う。

一般廃棄物の1%以上（重量で）

これらのことから、環境に関わる人は、タバコも一つの課題とする必要があります。環境行政においても、「タバコによる環境影響」をふまえ、タバコ消費をへらす目標を設定すべきです。

以上

## 提出意見

氏名：山口 清重

性別：男

勤務先等：農業

意見：

シデコブシ自生地の永久保存について自生地の調査資料を持参いたします。

日本シデコブシを守る会

瑞浪市シデコブシを守る会

とくべつ発表するよりも私達で作成した「シデコブシ自生地」の本を持参いたします。

発言はとくべつありませんが当日は参加いたします。

## 提出意見

氏名：相澤 文典

性別：男

職業等：仙台市立片平丁小学校（現宮城教育大学大学院在学中）

意見：

本年度から小学校では、総合的な学習の時間が実施され、各校で環境に関する様々な活動が行われてきている。私自身も、これまで様々な教育活動で実践を行ってきたが、思うような成果がみられない。そのいくつかの原因を考えてみると、まず、学校単独で行う環境実践教育には限度があるということである。何人かの環境に熱心な教員がいたとしても、転勤などによりその活動は継続されないし予算もないのである。また、子どもの面からみても環境について気づき、理解してもそれを実践する場が少ないのである。

現在大学院で環境実践について学んでいるが、環境保全の面から考えると一番重要なことは、小学校の段階からカリキュラムの中に環境内容を系統的に取り組むことである。1年生は学校の周りの植物を調べるとか、2年生は水について調べるなど。各学年の発達段階において内容を決めるのである。

そして、これらの活動が地域と密着したものでなければならない。子どもたちに実践力を身につけさせるためには学校の外に出ても、環境と密接に関わる場と時間が絶対必要なのである。簡単な例を挙げよう。

「ホタルと環境」

学校でホタルの飼育に必要な水、植生、土壌、地域環境などの知識を学ぶ。

ミニビオトープをつくり実践力をつける。

地域でホタルを飼育できる場所を探し、町内会などで環境を整備する。

地域の方がその場所を子どもたちと整備して学習会などをひらく。

実際に飼育して、毎日の観察は子どもが中心になって行う。

定期的に報告会などをひらき、活動を拡げていく。

環境保全の範囲はとてつもなく広い。浅く学習したところでやはり実践力は身に付かない。何か一つのテーマを決め、そこから少しずつ広がるような内容を考えるべきである。例に挙げたホタルは大人から子どもまで興味をもつことができる素材である。子どもにとってホタルの飼育を通して学んだ環境の大切



さは、将来きっと役に立つはずである。

結論として

- ・地域の方は積極的に学校の教育活動に参加する。
- ・学校は地域をフィールドとしてどんな活動ができるのか地域の方々に提供する。

## 提出意見

氏名：江菅 洋一

性別：男

職業等：大阪府立高校 教諭

意見：

私は、市内の小中高の教員を中心とした「安威川の自然を守る会」を1981年に結成し、茨木市を貫流し、市民の憩いの場となっている安威川をフィールドとして、その生態の調査と環境保全を啓発する取り組みを、20年間実施しています。また、昨年は、「総合的学習」のプログラム作りを視野に入れた、児童・生徒向けの自然観察会を4回実施しています。

この安威川では、特別天然記念物の「オオサンショウウオ」の生息が知られています。

この安威川では、特別天然記念物の「オオサンショウウオ」の生息が知られています。

その他に、オオムラサキやアジメドジョウなどの稀少動物をはじめ、多様なトンボの生息地であり、希少な植物もたくさん知られています。

大阪府は、この多様性に富んだ安威川に「安威川ダム」建設を計画し、自然環境の破壊をもたらそうとしています。すでに、ダム関連工事により、「オオタカ」の営巣が放棄されました。

大阪府は、自然環境保全検討委員会を5月20日に立ち上げ、専門家の意見を聴取し環境保全に取り組むとしていますが、「ダム建設中止」については検討内容に入っていないことも明言しています。

ご存じの通り国レベル（国土交通省）では、河川法の改正に伴う流域委員会の設置や、時のアセスによりダム建設の中止を決めるなど、環境に配慮した治水の在り方を具体化しつつあります。つまり、ダムに頼らない治水・総合治水という考えを推進しようとしています。しかし、大阪府では、計画から30年以上経過し、今や今日的意義を喪失している安威川ダムの建設に、なぜか固執しています。

環境省のみなさんに、安威川ダム建設予定地を視察していただき、純粋に環境保全の立場から安威川ダムの有害性を検証していただきたいと考えております。

2002年5月23日